毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則

所管課(室)名

- ○長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
- ○特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

警 務 課

◎ 公安委員会告示

・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 (令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる 手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日

・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 (令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第4条第1項の規定により公安委員 会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁 的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書 に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い 警 務 課

"

公安委員会規則

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。 令和3年6月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第5号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

長崎県公安委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年長崎県公安委員会規則第 13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条及び長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年長崎県条例第67号。以下「情報通信利用条例」という。)第3条の規定により、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公安委員会等 長崎県公安委員会、長崎県警察本部長及び警察署長をいう。
 - (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
 - (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署 名をいう。
 - (4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
 - (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技

術活用法」という。)第3条第8号及び情報通信利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。 (手続等の告示)
- 第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

- 第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。
- 2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、 又は送信しなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて 提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載 すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
 - (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 公安委員会等が告示で定める電子証明書(前2号に規定するものを除く。)
 - (4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき 当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合 は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信された ものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第4条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

- 第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
 - (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第6号

特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則 (特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年長崎県公安委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前					
2様式第1号(第2条関係)	別記様式第1号(第2条関係)					
指定申請書	指定申請書					
遺失物法施行規則第28条第1項の規定により指定を申請します。	遺失物法施行規則第28条第1項の規定により指定を申請します。					
年 月 日長崎県公安委員会 殿	年 月 日 長崎県公安委員会 殿					
申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地	申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地					
	<u>@</u>					
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称					
仕 所 又 は 所 在 地 電話() — 番	住 所 又 は 電話() - 番					
(ふりがな) 法人にあっては、その 代 表 者 の 氏 名	(ふりがな) 法人にあっては、その 代表者の氏名					
施設の名称及び所在地 移動施設にあっては、 その概要及U等動の範囲	施設の名称及び所在地 「移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲					
物件の保管の場所	物件の保管の場所					
物件の数及びその算出の基礎	物件の数及びその算出の基礎					

別記様式第2号(第2条関係) 別記様式第2号(第2条関係) 約 私は、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる 私は、過失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法 (明治40年法律第45号) 第235条、第243条 (同法第235条の 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法 (明治40年法律第45号) 第235条、第243条 (同法第235条の 未遂罪に係る部分に限る。)、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若し 未遂罪に係る部分に限る。)、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若し くは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ くは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とのなくなった日から起算して2年を経過しない者 とのなくなった日から起算して2年を経過しない者 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規 則で定めるもの 則で定めるもの のいずれにも該当しないことを誓約します。 のいずれにも該当しないことを誓約します。 長崎県公安委員会 殿 長崎県公安委員会 殿 年 月 日 年 月 日 住 所 氏 名

(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年長崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように 改正する。



別記様式第2号(第4条、第24条関係)

代理人資格喪失届出書 年 月 日 膨 住所 氏名 年 月 日 において行われる聴聞 弁明通知書 (年月日付け第号)に係る弁明の機会の付与 ついては、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。 記 聴開 の件名 弁明 住 所 氏 名

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第3号(第5条関係)

参加人許可申請書

年月日

殿
住所
氏名

年月日 において行われる
聴聞に関する手続きに参加することを申請します。
記

聴聞の件名

聴聞に係る不利
益処分につき利
害関係を有する
ことの練明

連絡先 電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号(第4条、第24条関係)

		代理人	資格喪失届	出書			
					年	月	日
		殿					
			住所				
			氏名				<u>@</u>
年 月	日				において	行われ	
弁明通知書 (年	月	日付け第	号)	に係る弁明	月の機会	の付与 に
			記				
聴聞 の件名							
弁明							
弁明 住 所							

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格M</u>とする。

別記様式第3号(第5条関係)

	参加人許可申請書	年 月 日
	殿	
	住 所	
	氏 名	<u>@</u>
年 月 聴聞に関する手続	日きに参加することを申請します。	において行われる
7,000	記	
聴闘の件名		
聴聞に係る不利 益処分につき利 害関係を有する		
ことの疎明		
連 絡 先	電話	

備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第4号(第6条関係)

	補	佐 人	出頭	許	可申	請	書			
								年	月	Ħ
	殿									
					住	所				
					氏	名				
年 月 聴聞については、				らに出 記	出頭し	たい	ので		おいて行 します。	
聴聞の件名										
住 所										
氏 名	職	業						(歳)	
当事者又は参加 人 と の 関 係										
補佐する事項										

備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第5号(第7条関係)

									年	月	H
		展	į.								
					住	所					
					氏	名					
	年	月	月						l:	おいて	行われ
恵聞について	CIt.	下記の	者を参	考人と	L	て聴	闘の	期日	に出頭	iさせた	:NO:
し出ます。											
					記						
	‡ 名			1	記						
し出ます。	‡ 名				記 						
し出ます。					記 						
し出ます。		職	業	1	記 				(歳)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

|別記様式第4号(第6条関係)

		1.6		2.0				24.0					
		補	佐	人	出明	計	Η	申	請	書			
											年	月	日
		殿											
		PSX											
								住	所				
								氏	名				Œ
年 聴聞については					L L 8	L tr	出館	11.7				さいてf キャ	
ACIATIC DV C19		nL v>	IIII EJ			記	ЦРЯ		_ •	-, (T BR	200,70	
	Т												
聴聞の件	ž.												
住	听												
	$^{+}$,	歳)	
											(M34. J	
氏	ñ	職	業										
		職	業				_	_					
当事者又は参	bп	職	業										
	bп	職	業										
当事者又は参	ho FA	職	業										

備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第5号(第7条関係)

	参考人出頭申出書 年 月	日
	殿	
	住 所	
	氏 名	<u>®</u>
	月 日 において行 下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたい	
	記	
聴聞の件名		
住所		
氏 名	(歳) 職 業	
陳述の趣旨		
	1	

備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

印

別記様式第6号(第8条関係)

(表)

第 号 聴 聞 通 知 書 年 月 日 殿

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。 記

聴聞の何	丰 名			
予定される 益処分の				
根拠とな法令の多				
不利益処 原因となる				
聴聞の非	月 日	年	月時	
聴聞のも	易 所			
	名 称			
る事務を所 掌する組織	所在地			

- 備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証 拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への 出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
 - 日朝に代え、「原型書公正記書等する。 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。
- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別表に記載の上、これを 添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を 聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができ ますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に 関する一切の手続さをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を 行政庁に掲出してください。
- 行政庁に提出してください。

 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。

 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件
- 3 参考人として聴聞の則日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭中出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対
- 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対 し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができ
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知 書を持参してください。

聴主	闘宰	の者	職 名 氏 名 連絡先	
聴公有	開開	の の 無		

別記様式第6号(第8条関係)

(表)

				,	-		第	뮺
聴	聞:	通	知	書	年	月	日	
	殿							
								印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。 記

聴聞の件名	
予定される不利 益 処 分 の 内 容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	
聴聞に関す 名 称	
る事務を所 掌する組織 所在地	

- 備考 1 あなたは聴閉の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への 出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
 - 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。
- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別表に記載の上、これを 添付すること。
 - 添付すること。 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を 聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができ ますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に 関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を 行政庁に提出してください。 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対
- 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

-					-
	聴	闢	Ø	職 名 氏 名 連絡先	
	主	宰	者	連絡先	
	聴公	開開	のの		
ı	有		無		

別記様式第7号(第9条、第24条関係)

聴聞期日・場所 変更申出書 弁明日時・場所 年 月 В 住 所 氏 名 月 において行われる 聴聞の期日・場所 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変 弁明の日時・場所 記 聴聞 の件名 弁明 理 由

 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 不要の文字は、横線で消すこと。
 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 備考

別記様式第8号(第9条関係、第24条関係)

		開期日 明日時			重知書			第	号
							年	月	В
)	赀							
									印
年 月		E IC					にお	いて	ううこと
こしていた 弁明の	別日・切り日時・対	易所	を	下記のとお記	おり変更	したの	で通知	しまっ	† 。
聴 聞 の件名 弁 明									
	変	更		前	3	Š.	更	î	· ·
聴聞の期日	変		月	前	3	変	更年		发 日
聴聞の期日	変		月		3	ğ			
	変	年	月	Ħ	20	E .	年		Ħ

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第7号(第9条、第24条関係)

	聴聞期日・場所 弁明口時・場所	変更申出書	年	月	H
	殿				
		住 所			
		氏 名		<u> </u>	
年 月	日に		におい	て行わ	れる
聴聞の期日・場所 弁明の日時・場所 更を申し出ます。	については、下記のと 所	おりやむを得ない	ハ理由か	ぶあるの	ので変
	55				
聴聞 の件名 弁明					
理 由					

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 不要の文字は、機線で消すこと。
 用紙の大きさは、<u>日本工業規格AL</u>とする。

別記様式第8号(第9条関係、第24条関係)

		開期日 明日時			通知書			第	号
							年	月	日
		殿							
									印
年	月	日に					にお	いて彳	テうこと
としていた	間の期日・ 明の日時・		をヿ	下記のとお	おり変更し	たので	で通知	しまっ	r.
				記					
				,,,					
聴 朗 の件名									
弁明									
	変	更		前	変		更	仓	炎
聴聞の期日		年	月	B			年	月	В
弁明の日時		時		分から			時		分から
聴聞の場所									
弁明の場所									
	L								

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、100 日本工業規格A4とする。

別記様式第9号(第10条関係)

			,	書	1561	34	пН	40					
										年		月	日
		殿											
							住	所					
							氏	名					
期に関し、		月の標目		5資料	101					にお	i An	て行れ	かれる!
				5資料	HØ1					にお	617	て行わ	かれる!
間に関し、	下記	の標目		5資料	101	閲覧				にお	117	て行む	かれるり
	下記	の標目		5資料	H01	閲覧				にお	111	⊂行∤	かれる
間に関し、	下記	の標目		資本	H01	閲覧				にお	111	て行れ	かれる!
間に関し、	下記	の標目		5資料	101	閲覧				にお	1.17	て行わ	ph 31

備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第10号(第11条関係、第24条関係)

			提出	物目	録			
						年	月	日
								印
	女手続法 3	第27条第23	頁 の規定	により扱	登出者が	提出した	下記目的	緑の証拠
	聞 明 の件名							
提出	住 所							
田者	氏 名							
	出を受け 年 月 日							
			目	í	緑			
番号	子	標	目		数	量	備	考
取	扱 者	職名			氏名			(ii)

備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第9号(第10条関係)

	2	文 書 閲	覧請	求 書			
					年	月	B
	殿						
			住	所			
			氏	名			<u>®</u>
年間に関し、下記の		る資料の	閲覧をス	 求めます。	におい	て行わ	れる聴
			記				
聴聞の件名							
閲覧をしようと							
する資料の標目							

備考 用紙の大きさは、

日本工業規格A4

とする。

別記様式第10号(第11条関係、第24条関係)

		提出物	目前	录			
					年	月	日
							印
行政手続法 贫	第27条第2	項 の規定に。		者が提	出した	下記目鏡	录の証拠
聴聞 弁明 の件名							
提住所出							
者氏名							
提出を受け た 年 月 日							
		Ħ	録				
番号	標	B		数	量	備	考
取 扱 者	職名		八	名			®

備考 用紙の大きさは、

日本工業規格A4

とする。

別記様式第11号(第11条、第24条関係)

選 付 請 書 年 月 日 殿 住 所 氏 名

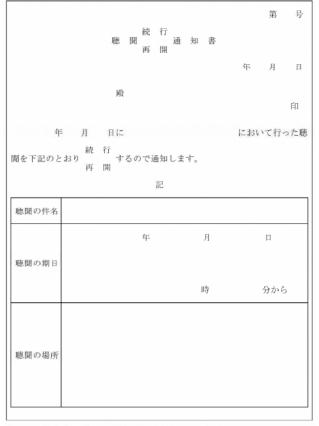
下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

	目		録			
番号	標	目	数	量	備	考

備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

別記様式第12号(第15条関係、第16条関係)



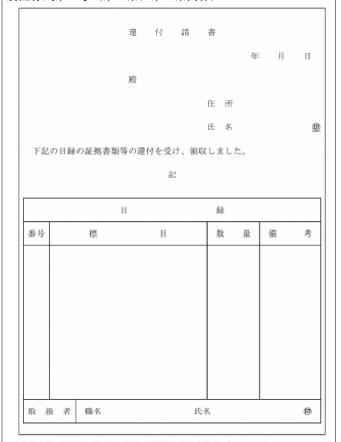
備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、

日本産業規格A4

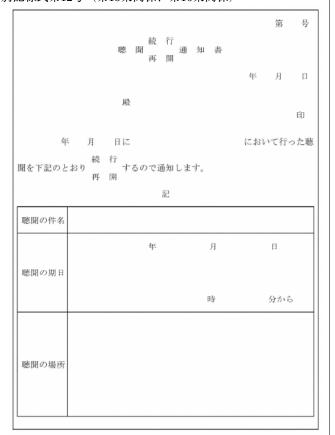
とする。

別記様式第11号(第11条、第24条関係)



備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第12号(第15条関係、第16条関係)



備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第13号(第17条関係)

	wit-		-811	40		第		号
	聴	閉	調	書		年	月	FI
			主宰者	の職名及	び氏名			
								•
聴闘の件名								
聴聞の期日								
聴聞の場所								
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人 の住所及び氏名)								
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人 の住所及び氏名								
参考人の住所及び氏名								
聴聞の期日に出頭しな かった当事者(代理人) の住所及び氏名並びに 出頭しなかったことに つき正当な理由があ る か ど う か の 旨								
説明を行った行政庁の 職員の職名及び氏名								

	V4C/
行政庁の職員の説明の要旨	
当事者・参考人・	
代理人・補佐人・	
参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
 3 不要の欄は、斜線を引くこと。
 4 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。
 5 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 4</u>とする。

別記様式第13号(第17条関係)

					第		号
	聴	聞 調	書				
					年	月	日
		主宰	者の職名』	及び氏名			
							Ð
聴 聞 の 件 名							
rtt 88 0 HB D							_
聴聞の期日							
聴聞の場所							
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人 の住所及び氏名)							
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人 の住所及び氏名							
参考人の住所及び氏名							
聴開の期日に出頭しな かった当事者(代理人) の住所及び氏名並びに 出頭しなかったことに つき正当な理由があ るかどうかの旨							
説明を行った行政庁の 職員の職名及び氏名							

(寒)

行政庁の職員の説明の要旨	
当事者・参考人・	
代理人・補佐人・	
参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
 3 不要の欄は、斜線を引くこと。
 4 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含まる。

 - す。 5 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第14号(第18条関係)

								第	号
	聴	詶	報	告	書		年	F	В
			主宰	者の	職名》	とび日	名		
									(1)
聴聞通知書(年 のでその結果を報告しま		日	付け第 記	5		号)	に係る	聴聞る	と終結した
聴聞の件名									
意見									
聴聞に係る事案									
に対する当事者									
及び参加人の主張									
理由									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号(第19条関係)

		聴月	刊 調	杏	等	閱	號	請	求	書				
											年)	月	E
		殿												
									住	所				
									氏	名				
	月 下記の		る資	料の			と求	めき	ます.		におい	VT1	行わ	れた
間に関し、	下記の		る資	·料 a	の関		と求	めき	ます。		183	VT1	行わ	れた
間に関し、	下記の		る資	F 料6			上水	80 3	<u> </u>		K#3V	VT1	行わ	117
年間に関し、	下記の		る資	· 科6			上水	80 3	**************************************		におい		行わ	nt:
間に関し、	下記の		る資	F科6			上 求	80 3	生十.		におい	vTf	行わ	117

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

| 別記様式第14号(第18条関係)

								3	有	号
	聴	閉	報	告	書			年	月	日
			主宰	者の	職名	及び日	代名			
										Ø
聴聞通知書(年 のでその結果を報告しま	す。月	В	付け第 記	育		号)	121	系る聴	闘を終	終結した
			pi							
聴闘の件名										
意 見										
聴聞に係る事案										
に対する当事者										
及び参加人の主張										
理 由										

備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第15号(第19条関係)

	聴 闘	調書	等 閲	覧請	求書			
						年	月	B
	殿							
					住 月	ŕ		
					氏 名	ń		<u>®</u>
年 月 聞に関し、下記の種		5資料の	り閲覧さ	を求め	ます。	におい	て行わ	れた聴
			記					
聴聞の件名								
閲覧をしよう								
とする調書又								
は報告書の別								

備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

別記様式第16号(第20条関係)

(表)

				-		第	号
弁	明	通	知	書	/rc		
	殿				4-	月	Н
							En

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13 条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので 通知します。

記

弁明の件名			
予定される不利 益処分の内容			
根拠となる法令の条項			
不利益処分の原 因となる事実			
弁明書の提出先			
弁明書の提出期限	年	月	日まで
備考			

備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出

- 頭すべき日時及び場所を記載すること。 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添
 - 付すること。
- 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。

(惠)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に 係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、 弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第16号(第20条関係)

(表)

						第	号
弁	明	通	知	書	在	В	Ħ
	殿				-	/1	1-1
							印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13 条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので 通知します。

記

弁明の件名					
予定される不利 益処分の内容					
根拠となる法令の条項					
不利益処分の原 因となる事実					
弁明書の提出先					
弁 明 書 の 提 出 期 限			年	月	日まで
備 考					

弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 ロ頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出 頭すべき日時及び場所を記載すること。
 - 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

(裏)

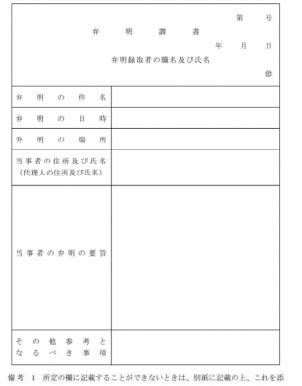
弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に 係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、 弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第17号(第22条関係)

					弁	明		38		書			
											年	月	В
						弁明新	表取者	での職	名及	び氏	名		
													0
弁	明	Ø		件	名								
弁	明	0		П	時								
弁	明	Ø		場	所								
	事者の												
当	事者:	の弁	明	の事	五日								
そ	Ø	他		考事	10.00								

別記様式第17号(第22条関係)



付すること。

2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。

(長崎県公安委員会に対する審査請求の手続に関する規則の一部改正)

第3条 長崎県公安委員会に対する審査請求の手続に関する規則(平成28年長崎県公安委員会規則第5号)の一 部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 別記様式第1号(第10条、第17条、第27条関係)

長崎県公安委員会 殿

住 所 下記の目録の物件の遺付を受け、領収しました。 B 番号 氏名 (H) 取扱者 官職 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号(第10条、第17条、第27条関係)

改正前

		谨	付	清指	書			
						年	月	В
長崎県公安	委員会 殿							
			住	所				
			氏	名			<u> </u>	
下記の目録の	物件の輩付を	受け、個	収しました	h- i-s				
			i	ic				
								٦
	Ħ					额		_
番号	稚		Ħ		数量	備	考	

	手 数	料 納 付	杏			
				年	Я	В
長崎県公安委員会 殿						
		納付者				
		住所				
		氏名			<u>@</u>	
行政不服審查法第38条第	4項及び第6月	質の規定により、	. @		円を手数	件
として納付します。		er i a tieri	W dr	#. B	金 額	
提出書類等	の名称	写しの種別	単 価			
			104	数 量	3区 銀	+
			7- 111	纵 脈	az an	
			7- 14	9X IX	312 312	
				数 重	302 309	
				数 軍	302 302	
					and and	
â		21	7. 104	9X 1K	32C	
rich de la constant d		21	7. 104		120 - 120	

(被留置者の不服申立てに関する規則の一部改正)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

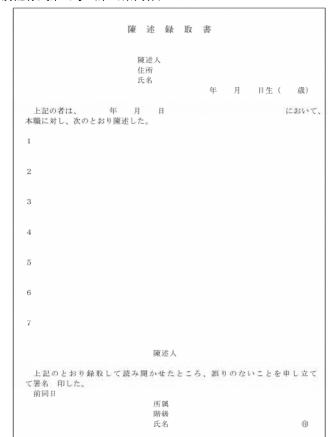
第4条 被留置者の不服申してに関する規則(平成19年長崎県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

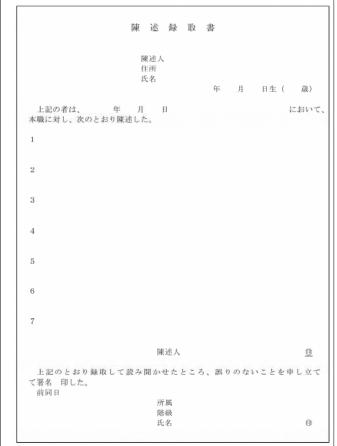
記様式第5号	(第:	5条	関係	系)						
	再	審	查	申	論	書				
								年	Я	В
長崎県公安委員会	級									
		(l	所又	は留け	置中の)智置:	を設力 かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ	置かれ	る警察	署全
		E	:名							
		年	論		ti	2				
再審査の申請 に係る留置業 務管理者の措										
次のとおり再審査の申		150.8								
に係る留置業 務管理者の措										
100										
m.										
審査の申請に										
審査の申請に ついての裁決 の告知があっ										
審査の申請に ついての裁決 の告知があっ										
審査の申請に ついての裁決 の告知があっ										
審査の申請に ついての裁決 の告知があった日 再審査の申請										
審査の申請についての裁決の告知があった日 再審査の申請の趣旨及び理由由										
審査の申請についての裁決の告知があった日 再審査の申請の機管とび理										
審査の申請についての裁決の告知があった日 再審査の申請の機管及び理										

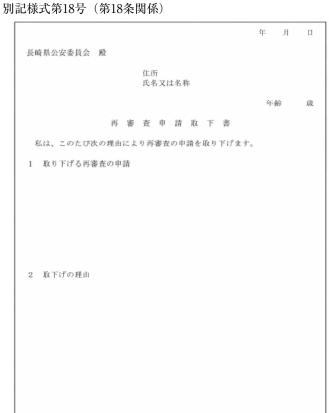
	改正前	
已様式第5号(第5	5条関係)	
再	審査申請書	
		年 月 日
長崎県公安委員会 殿		
	住所又は留置中の留置が	包設が置かれる警察署名
	氏名	鱼
	年齢 巌	
私は、刑事収容値設及び被収 次のとおり再審査の申請をしま 再審査の申請 に係る留置業 務管理者の指 置 審査の申請に		2000 A 37 1 37 C 38 3 V 1 1 2
ついての最後 の告知があっ た日		
再審查の申請 の趣旨及び理 由 宿置業務管理		
者の教示の有 無及びその内		

別記様式第10号(第10条関係)

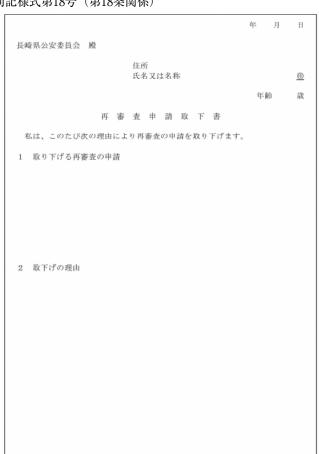


別記様式第10号(第10条関係)





別記様式第18号(第18条関係)



公

報

					4	ŗ.	月	
長崎県公安委員	会 殿							
		住所	又は留け	置中の留置	施設が置え	r.h.	5警察	署名
		氏名						
		午齡		龙				
私は、刑事収容が			処遇に関	まずる法律第	第232条第	1項	に基づ	ţ,
次のとおり事実の	甲肯をします	0						_
申告に係る事								
× IIII								
上記事実があ								
った日	年	月	E					
留置業務管理								
者の教示の有 無及びその内								
無及いその内								
容								
容 通知を受けた 年月日		Я						

			华	月	Ħ
長崎県公安委員会 殿					
	住所又は	は留置中の留置加	包設が置かれ	る警察	8名
	氏名			<u> </u>	
	年齢	祓			
次のとおり事実の申告を					
申告に係る事 g					
上記事実があ った日	年 月 日	ı			
留置業務管理 者の教示の有 無及びその内 容					

(少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例施行規則(平成14年長崎県公安委員会規則第 1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前					
別記様式第1号(第2条関係)	別記様式第1号(第2条関係)					
その1 ※受理	*※受 理 年月日 ※受 理 年月日 ※受 理 年月日 ※ 受 理 年月日 ※ 数 番 分					
少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第6条第1項の 規定により届出をします。	サード 等級 光 所 知 相 山 音 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第6条第1項の 規定により届出をします。					
年 月 日 長崎県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所	<u>平成</u> 年 月 日 長崎県公安委員会 曖 届出者の氏名又は名称及び住所					
(5 9 15 12)	(5) # ts)					
氏名又は名称	氏名又は名称					
(本 9 が な)	(金りがな) () 局番					
法人にあっては 代表者の氏名 (ふりがな)	法人にあっては 代表者の氏名 (ふりがな)					
販売所の名称 〒()	販売所の名称					
販売所の所在地 () 局 香	販売所の所在地 () 局 番					
自動販売機等 設 質 の 場 合 機 権 製造番号	自動販売機等 設 置 の 場 合 機 種 製造番号					
利用カード等販売業の内容	利用カード等販売業の内容					
名 称 所 在 地 利用するテ レホンクラ ブ 等 夏 業 名 称	名 株 所 在 地 利用するテレニンクラ ブ 等 党 整 名 称					
所 在 地 电话番号	所 在 地 電話番号					

その2								
	(ふりがな)							
販売所におけ る業務の実施 を統括管理す	氏 名							
る者	住 所	∓ ()		()	局	番
自動版の取扱	売機等 い方法							
自動販売機- 少年立入禁 種	止場所の業							
営業開始	年月日			年	月	E	1	
用 途	地域							
営業所 200メ 以内の	ートル							

- 1 無円棚には記載しないこと。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その3 名 称 所 在 地 電話番号 名 布 本 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 所 進話番号 名 所 進話番号	
 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 町 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 で 部 で まる 称 テ る 称 	
名 株 所 在 地 電話番号 名 称	
所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 利 名 称 電話番号 名 称 電話番号 名 称 の 所 在 地 電話番号 名 称 の 所 在 地	
 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 利 名 称 開 電話番号 名 称 方 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 示 電話番号 方 在 地 示 電話番号 本 称 所 在 地 歌話番号 	
名 称 所 在 地 電話番号 A 称 所 在 地 電話番号 A 称 の 在 地 電話番号 A 称 の 所 在 地 電話番号 A 称 の 所 在 地 電話番号 A 称 の 重話番号 A 称 の 電話番号 A 称 の 電話番号 A 称 の 電話番号 A 称 の 正 地 電話番号	
所 在 地 電話番号 利 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 る 所 在 地 電話番号 名 称 の	
 電話番号 利名 株 所在地 電話番号 名 称 の 方在地 で電話番号 名 称 が 電話番号 方在地 ボ 番号 	
利 名 株 所 在 地 電話番号 名 株 の 所 在 地 受 電話番号 名 株 ア 電話番号	
所 在 地 電話番号 す 名 称 る 所 在 地 テ 電話番号 名 称	
# 電話番号 す 名 称 る 所 在 地 テ 電話番号 名 称 所 在 地 ボ 電話番号	
 電話番号 名 称 5 所 在 地 ラ 電話番号 名 称 所 在 地 歌番号 	
名	
テ 電話番号 A 称 J 所 在 地 水 電話番号	
名 称 所 在 地 ボ 電話番号	
名 称	
所 在 地 水 電話番号	
to all	
ン 名 称	
n 在 地	
電 話 番 号	
ラ名称	
ブ 所 在 地	
等 電話番号	
名 称	
常 所 在 地	
業 電話番号	
名 称	
所 在 地	
電話番号	
名 称	
所 在 地	
電話番号	
名 称	
所 在 地	
電話番号	

その2								
	(ふりがな)							
販売所におけ る業務の実施 を統括管理す	氏 名							
を制力管理する者	住 所	〒 ()		()	局	番
自動販の取扱	い方法							
自動販売機 少年立入禁 種	止場所の業							
営業開好	年月日			年	月	E		
用 途	地 城							
営業所200以内 の	ートル							

- 備考

 1 ※印欄には記載しないこと。

 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。

名	その3		
所在地電話号 名	20213	名 称	
電話番号 名			
名 所 地 地 電話 号 名 称			
所 在 地 電話 号 名 作			
電話番号 株 所 所 在 地 地 電話番号 株 地 電話番号 本 在 番号 本 本 本 番号 本 本 本 番号 本 本 地 電名 所 電 名 所 地 電 話 番			
名			
所在地 電話番号 名 所称 電話番号 名 所在 地 電話 名 所 地 電名 所 在 番号 名 所 地 電名 所 地 電話 名 所 地 電 名 所 世 電 名 所 直 番 科 地 電 者 不 在 本 地 電 名 所 直 番 科 地 電 名 所 直 番 科 地 電 名 所 直 番 科 地 電 名 所 直 番 科 の 電 話 番号 名 所 重 名 所 地 電 名 所 重 名 所 地 電 名 所 重 名 所 地 電 名 所 重 名 所 地 電 音 音 称 所 地 電 音 音 音 不 地 電 電 音 音 不 在 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 音 不 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 音 不 本 地 電 電 音 不 本 地			
電話番号 名			
名			
所 在 地 電話 番号 名 所 在 地 電話 番号 名 所 在 地 電話 番号 名 所 在 番号 名 所 在 番号 表 所 在 番号 表 所 在 番号 表 所 在 番号 名 所 在 番号 名 所 在 番号 名 所 在 番号 名 所 話 番号 名 所 話 番号 名 所 話 番号 名 所 在 番号 不 在 卷 所 正 番号 不 在 在 音号 不 在 在 音号	利		
田			
する 年 本 年 地 電 名 所 本 年 さ	用		
所 在 地 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 所 地 電話番号 名 在 在 選号 系 本 地 電話番号 名 所 在 部 号 名 所 在 部 号 名 所 在 部 号 名 所 在 部 号 名 所 在 部 号 名 所 地	す		
で 電話番号 名 称 所在地 電話番号 名 称 の 在 地 電話番号 名 在 地 電話番号 名 所 在 地 電話番号 名 所 在 港 号 名 所 在 地 電話番号 名 所 本 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地	る		
名 称 所 在 地 電話 番号 名 称 所 在 地 電話 番号 名 称 西 在 地 電話 番号 名 所 市 在 地 電話 番号			
所 在 地 電話 番 号 名 称 所 在 地 電話 番 号 名 称 西 在 地 電話 番 号 名 称 西 在 地 電話 番 号 名 所 本 地 電話 番 号 名 所 在 地 電話 番 号 名 称 西 在 地	,		
2	V		
クラス 市在地 電話番号 名 称 所在地	朩	電話番号	
クラス 市在地 電話番号 名 称 所在地	ン	名 称	
電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 不 所 在 地 電話番号 名 不 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地			
中	7	電話番号	
等	ラ	名 称	
名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地	プ	所 在 地	
名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地	练	電話番号	
 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 面話番号 名 称 所 在 地 		名 称	
名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地 電話番号	宫	所 在 地	
所 在 地 電話番号 名 林 所 在 地 電話番号 名 林 所 在 地	業	電話番号	
電話番号 名 称 所在 地 電話番号 名 称 所在 地		名 称	
名 称 所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地		所 在 地	
所 在 地 電話番号 名 称 所 在 地		電話番号	
電話番号 名 称 所 在 地		名 称	
名		所 在 地	
所 在 地		電話番号	
		名 称	
電話番号			
		電話番号	

別記様式第2号(第3条関係)

※ 受 理 ※ 受 年月日 番 届 廃 止 Ш 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第6条第2項の 規定により届出をします。 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 住 所 (ふりがな 法人にあっては 代表者の氏名 (ふりがな) 販売所の名称 販売所の所在地 廃止する自動販売機等 の 設 置 場 所 廃止年月日 廃止の事由

備考

別記様式第3号(第3条関係)

			1%	受		※ 受	理	
			L	年月	П	番	号	
	変	更	届		出	書		
少年による性風	俗関連特	殊営業の	利用の防	方止に関	する条例	第6条第	2項の	
規定により届出を	します。							
					年	月	日	
長崎県公安	委員会	殿						
				届出者	作の氏名又	は名称及	び住所	
(ふりがな)								
氏名又は名称								
	〒 ()						
住 所								
(ふりがな)				()	局		Ž
法人にあっては								
代表者の氏名								
販売所の名称								
	₹ ()						_
販売所の所在地								
				()	局		1
変更年月日			年		Я	H		
who	新					旧		
変更								
事 項								
	1							
変 更 の 事 由								
节								_

2 不要の文字は横線で消すこと。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 4 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。

別記様式第2号(第3条関係)

				月日		※ 受番	理 号
	廃	止	届	出		書	
少年による性 規定により届出	風俗関連物	寺殊営業の					第2項の
長崎県公安委員会	段					月	
			相	出者の氏	[名又]	は名称及る	び住所
							@
(ふりがな) 氏名又は名称							
住 所	〒()					
(ふりがな))	局	番
法人にあっては 代表者の氏名 (ふりがな)							
販売所の名称							
販売所の所在地	∓ ()		()	局	番
廃止する自動販売機等 の 設 置 場 所							
廃止年月日							
廃止の事由							

- 備考 1 ※印欄には記載しないこと。

- 1 条日欄には記載しないこと。 2 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。 3 不要の文字は横線で消すこと。 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 5 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。

別記様式第3号(第3条関係)

					年月日			番	号	
	変	更		届	i		1	i i		
少年による性風 規定により届出を		珠営業の	の利用	の防	止に関っ	する条	例第6	条第	2項の	
					平成	年	J.	1	日	
長崎県公安す	会員会	殿			届出者	の氏名	又は名	名称及	び住所	
										(1)
(ふりがな)										
氏名又は名称										
住 所	〒 ()							
(ふりがな)					()		局		番
法人にあっては 代表者の氏名 (ふりがな)										
販売所の名称										
販売所の所在地	∓ ()		,	,				aff.
変更年月日				年	() 月		局日		番
				_						
変	新							H		
更事項										
変更の事由										

- ※印欄には記載しないこと
- 2 不要の文字は機線で消すこと。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。

l記様式第4号(第5条関係)	別記様式第4号(第5条関係)
はり札又は立看板等の除却通告書	はり札又は立看板等の除却通告書
この広告物は、下記達反事由に該当していますので除却してください。 なお、期限までに除却しない場合は少年による性風俗関連特殊営業の利 用の防止に関する条例第9条第3項の規定により除却します。	この広告物は、下記違反事由に該当していますので除却してください。 なお、期限までに除却しない場合は少年による性風俗関連特殊営業の利 用の防止に関する条例第9条第3項の規定により除却します。
除却通告書のちょう 付 年 月 日	除却通告書のちょう 付 年月日
遊 反 事 由	達 反 事 由
除 却 期 限	除却期限
団体の名称取扱者	取扱者
氏 名	氏名
備考	備
年 月 日	平成 年 月 日
長崎県公安委員会	長崎県公安委員会

(自動車運転代行業の適性化に関する法律に基づく認定等に関する規則の一部改正)

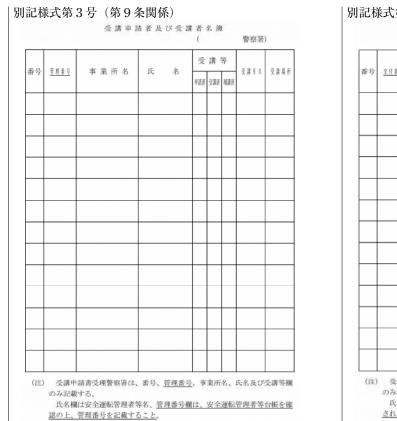
第6条 自動車運転代行業の適性化に関する法律に基づく認定等に関する規則(平成28年長崎県公安委員会規則 第2号)の一部を次のように改正する。

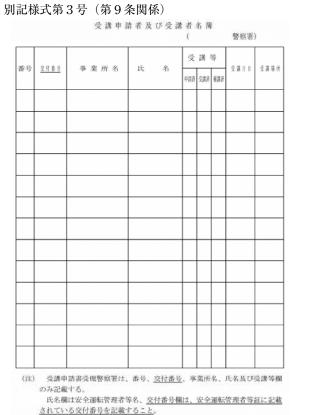
改正後	改正前
記様式第1号(第2条関係)	別記様式第1号(第2条関係)
自動車運転代行業関係手数料納付書	自動車運転代行業関係手数料納付書
年 月 日	年 月 日
长崎県公安委員会 殿	長崎県公安委員会 殿
住 所	住 所
氏 名	氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
次のとおり自動車運転代行業関係手数料を納付します。	次のとおり自動車運転代行業関係手数料を納付します。
認 定 等 の 種 類 自動車運転代行業の認定 自動車運転代行業の認定証の再交付 自動車運転代行業の認定証の書換え	超 定 等 の 種 類 自動車運転代行業の認定 自動車運転代行業の認定証の再交付 自動車運転代行業の認定証の書換え
手数料の額	手数料の額
収入証紙貼竹欄	収入証紙貼付欄
注 <u>1</u> 認定等の種類の欄は、該当するものを〇で囲んでください。 <u>2</u> 貼り付けた収入証紙には、押印しないでください。	 注 <u>1</u> 記名押印に代えて、署名することができます。 2 認定等の種類の欄は、該当するものを○で囲んでください。 3 貼り付けた収入証紙には、押印しないでください。

(安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

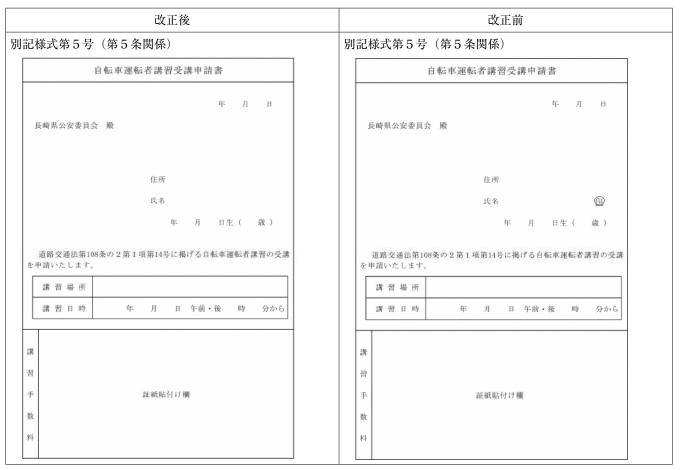
第7条 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則(平成19年長崎県公安委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

	改正後			改正前	
引記様式第1号	(第9条関係)	別記	· 提式第1号	(第9条関係)	
安	全運転管理者講習受講申請書		安全	運転管理者講習受講申請書	
	年 月 口				я п
長崎県公安多	S EL A. ED		長崎県公安委	B 4 85	
民國家公女多	X H X M		汉 闸 州 厶 女 女	PL IN MA	
	住所			住所	
	安全運転 管理者名			安全運転 管理者名	<u>fi</u>
道路交通法第108条	その2第1項第1号に規定する講習を受けますので申請します。		道路交通法第108条の	り2第1項第1号に規定する講習を受けますの。	で申請します。
事業所名	雅語		事業所名	電話	
講 習 手 数	長崎県収入証紙をここに		講 習 手 数	長崎県収入証紙をここに	
料 欄	貼ってください。		料欄	貼ってください。	
講習年月日	年 月 日		講習年月日	年 月 日	
	(第9条関係) 安全運転管理者講習受講申請書	別記	· 提式第2号	(第9条関係) 全運転管理者講習受講申請書	
	年 月 日			年	月 日
長崎県公安多	委員会 殿		長崎県公安委	員会 殿	
	住所			住所	
	副安全運転 管 理 者 名			副安全運転 管 理 者 名	<u>#</u>
道路交通法第108条	条の2第1項第1号に規定する講習を受けますので申請します。		道路交通法第108条6	の2第1項第1号に規定する講習を受けますの	で申請します
事 業 所 名	Riss		事業所名	電話	
講習手数	長崎県収入証紙をここに		講習手数	長崎県収入証紙をここに	
料 棚	副 貼ってください。		料	副 貼ってください。	
講習年月日	年 月 日		講習年月日	年 月 日	





- (自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正)
- 第8条 自動車運転者講習の実施に関する規則(平成27年長崎県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。



(高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第9条 高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(指導員等の要件)

- 第3条 高齢者講習等において指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)は、講習規則第7条第2項各号及び次の各号(受講者の利便を図るために過疎地、辺地等を含む地域において講習を行う場合は、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次のいずれにも該当しない者

ア略

イ 法第117条の2の2<u>第12号</u>の罪を犯し、罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受 けることがなくなった日から起算して2年を経過して いない者

ウ略

(3)~(5) 略

- 2 認知機能検査を行う者(以下「検査員」という。)は、 講習規則第4条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、次 の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。
- (1) 略
- (2) 法第117条の2の2<u>第12号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 略

別記様式第1号(第4条関係)

	認知機	, BC 15	н у	. 1117	H 1	ни н		
申請者	市		H)					
住 所	君序		10.]					
7リ ガナ 氏 名								
生年月日	年		月		日生(歳)	
Table 64e st.	自 宅	()		_		
連絡先	携帯電話	()		-		
		長崎県は	収入証籍	贴付	け欄			

改正前

(指導員等の要件)

- 第3条 高齢者講習等において指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)は、講習規則第7条第2項各号及び次の各号(受講者の利便を図るために過疎地、辺地等を含む地域において講習を行う場合は、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次のいずれにも該当しない者

ア略

イ 法第117条の2の2<u>第11号</u>の罪を犯し、罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受 けることがなくなった日から起算して2年を経過して いない者

ウ略

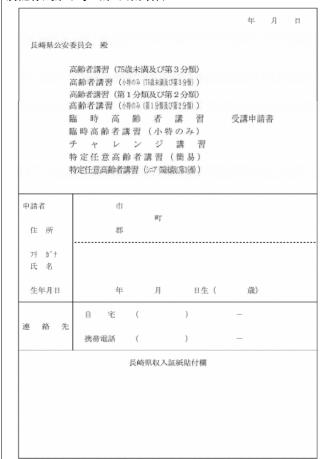
(3)~(5) 略

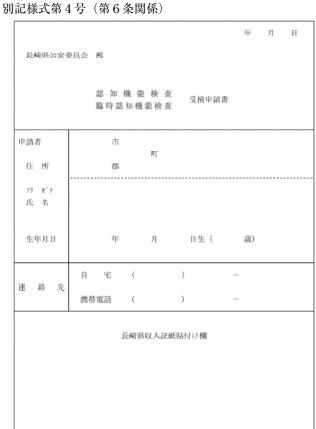
- 2 認知機能検査を行う者(以下「検査員」という。)は、 講習規則第4条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、次 の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 法第117条の2の2<u>第11号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 略

別記様式第1号(第4条関係)

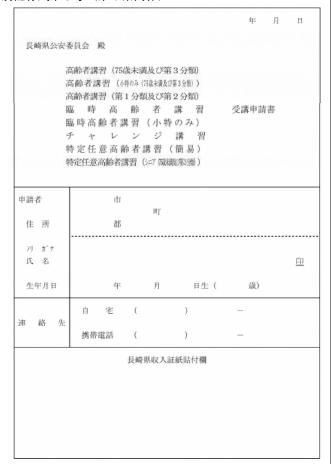
			年	月 日
長崎県公安多	員会 殿			
	認知機能検	査員講習申	申請 書	
申請者	π			
住 所	相称	Π		
7リ がナ 氏 名				印
生年月日	年	月 日生((歳)	
	自 宅 ()	_	
連絡先	携帯電話 ()	_	
	長崎県収	入証紙貼付け欄		

別記様式第3号(第6条関係)





別記様式第3号(第6条関係)



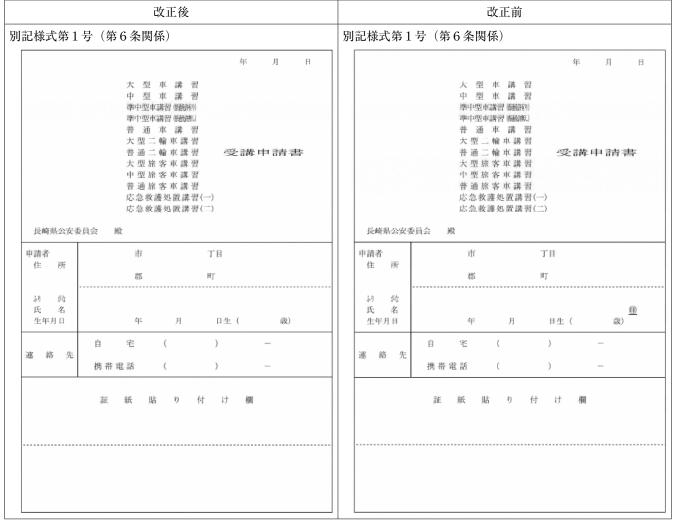
別記様式第4号(第6条関係)



(大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

第10条 大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成6年長崎県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。



(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第11条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後

別記様式第1号(第4条関係)

				年	月 日
長崎県公安	委員会 殿		氏名		
	本 籍				
講習予約	住 所				
	氏 名				
申 出 者	生年月日	年	i 月	日生	(歳)
	電話番号	0自宅	(携帯電話	
	処分種別	○取消し等 (婚)	・指否・選帳禁止)	○郷取消し等	5 (政治し・選転禁止)
行政処分	処分月日(期間)		年	月 日	(年)
11 & ~ 3	処 分 理 由	○交通事故 (死 ○無免許 ○飲	ご・重傷 の速度		コデータなし
歴 等	欠格期間		日から	年 月 日ま	
	累積点数	前歴	[1]	累積点数	点
	講	習通	知	書	
	中	日 地	ДЦ	Til I	殿
受 付	第1日目の午前	前8時45分から午	前 8 時 55分	までの間に行い	ハます。
講習日時	第1日目	月	日(曜) 9:00~	~17:00
					11.00
BH H 14	第 2 日 目	月	H (曜) 9:00-	~ 1 6 : 0 0
m H H -V	第 2 日 日 ① 運転免許管			曜)9:00- 番地5 (電話	~ 1 6 : 0 0
	① 運転免許管	理課 大村市			~ 1 6 : 0 0
講習場所	 運転免許管 指定講習機 	理課 大村市	古賀島町533	番地5(電話	~ 1 6 : 0 0
	① 運転免許管	理課 大村市	古賀島町533	番地5(電話	~ 1 6 : 0 0
講習場所	 運転免許管 指定講習機 	理課 大村市	古賀島町533	番地5(電話	~ 1 6 : 0 0
講習場所(受付)	① 運転免許管 ② 指定講習機 自動車	理課 大村市; 関 学校 市・	古賀島町533	番地5(電話	~ 1 6 : 0 0
講習場所(受付)	 運転免許管 指定講習機 	理課 大村市; 関 学校 市・	古寶島町533郡	番地5(電話	~ 1 6 : 0 0 0957-53-2128
講習場所(受付)	① 運転免許管 ② 指定講習機 自動車 ①四輪車講習 ○ 取消処分割 ○ 本務(外国人	理課 大村市:関 関 学校 市・ (仮免許 有・ 清習予約中出籍) 記載	古賀島町533郡 町 無) ②二年	番地5 (電話 『電話 編車講習 (普音	~16:00 0957-53-2128 自二・原付〉
講習場所(受付)	① 運転免許管 ② 指定課 習 機 自動車 ① 四輪車講習 ② 本簡別の任所 ③ 下降2年 9 7年82年	理課 大村市。 開 学校 市・ (仮免許 有・ 書子的中出書 の方は及び生年月 、氏名及び生年月 、民報の方の以内に	哲貿島町533郡 車 無) ②二年 の住民祭ので	番地5 (電話 電話 電話 電子の他本籍 ほとその報本	~ 1 6:00 0957-53-2128 自二・原付) (外国人の方は
講習場所(受付)	① 運転免許管 ② 指定講習機 自動車 ① 四輪車講習 ○ 取消修(外)因(所) (日報)	理課 大村市。 開 学校 市・ (仮免許 有・ 書子的中出書 の方は及び生年月 、氏名及び生年月 、民報の方の以内に	哲貿島町533郡 車 無) ②二年 の住民祭ので	番地5 (電話 電話 電話 電子の他本籍 ほとその報本	~ 16:00
講習場所(受付)	① 運転免許管 ② 指定課 習 機 自動車 ① 取輪車講習 ② 取前然の新人の任所 (5 年前)、代 任所 (5 年前)、代 任所 (6 年前)、代 標3 cm / 長	理課 大村市 i 関関 学校 市・ (仮免許 有・ 誘烈 f シミオ デ を i で i で i で i で i で i で i で i で i で i	新	番地5 (電話 電話 電話 電話 電子 (善手 をして書類 電子 (一番)	~ 16:00 0957-53-2128 自二・原付〉 (外国人の方は) 今、無背景、
講習場所(受付)	① 運転免許管 數車 ② 指定課 智數車 ③ 图幅 例此仍包庄则(记 展 第四条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二	理課 大村市 i 関 学校 市・ (仮免許 有・ 素男 7 カリエ 3 ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	哲製島町533 郡 東 無) ②二申 無) ②二申 日が確認とた無 とる。上 は表、仮 きる。ト とと、ト と	番地5 (電話 電話 電話 電話 電話 電話 電話 できる書類 (苦音) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる書類 (本) できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	~ 16:00 0957-53-2128 1二・原付) (外国人の方は 分、無背禁、 (免許証 等

別記様式第2号(第4条関係)

	消処分	才	計	習	受記	冓 F	自言	青書	F (公	安	委員	€	≥ 用])	
長崎県公	:安委員会		殿									年		月		H
氏 名							生年	月日				年		月		日生
本 籍																
住 所	長崎県				市君	S			町							
免許欠者							年				月				Ħ	
取消し前に いた免許		大型	連中型	中型	普通	大	大自二	普自二	小	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	1
交付公安	委員会										公	安	委		会	
希望する講	習の車種			൛	114	î		-	=	華命			原	f	寸	
講習日		年年		月月		日日		講習	場所		運	転力	色許	管	理(果
手																
数			ļ													

備考: 収入証紙で手敷料を納入する場合は、手数料欄にその収入証紙を貼付すること。

改正前

別記様式第1号(第4条関係)

	4× 111 /C	分者講習	予約甲占	書出	
ET ade (ET a)	harla m			年 月	H
長崎県公	安委員会 殿		氏名		
	本 籍				
講習予	住 所				
	氏 名				
中出	生年月日	年	月	日生 (歳)
	電話番号	○自宅	○携帯	電話	
	処分種別	○取消し等順亂・折	香・運転禁止) □ 津田	取消し等 原制・	運転禁止)
行政処:	処分月日(期間)		年 月	日 (年)
	処分理由	○交通事故(死亡 ○無免許 ○飲酒		怪傷) この他 ○デー	タかし
歴 :	欠格期間		から 年	月日まで	, ,,, ,
	累積点数	前歷	回 累積		点
	講	習诵	知	書	
	咿	白 地	Zμ	盲	殿
受 4	第1日目の午	前8時45分から午前	8 時55分までの	同に行います	1
講 習 日 日	第1日日	月 日	(曜) 9	9:00~17	: 0 0
PP 12 14 1	第2日目	月 日	(曜) 5	0 0 0 ~ 1 6	: 0 0
	① 運転免許管	理課 大村市古賀	(島町533番地)	5 (電話 0957-	53-2128)
講習場			and a		
/ 102 ELV	自動車	(学校 市·郡	Ħſ	電話	
(受 付)	1				
(受 付)				-C 111	
	1 ①四輪車講習	(仮免許 有・無	②二輪車講	習(善自二・)	原付)
	○時態机公費	港领予約由出書		習(善自二・)	
講習 種 5	○時態机公費	港领予約由出書		習(善自二・)	
講習 種 5	○ 取消処分者 ○ 本籍(外国人 □ 国籍)、住門 ○ 写真2枚(講習予約申出書 この方は国籍)記載の 行、氏名及び生年月日: 講習前6か月以内に報		習(善自二・)	
講習 種 3	○ 取消処分者 ○ 本籍(外国人 国籍) 、	議習予約申出書 、の方は国籍)記載の 行、氏名及び生年月日 講習前6か月以内に輩 4cm)		習(善自二・)	
講習 種 3	□ 取消処分者 □ 本籍(外国人 □ 本籍(外国人 □ 等真2 枚 (縦3 cm × 級2 □ 軍配用具 □ 受精和 監視 □ 医	講習予約申出書 この方は国籍)記載の付 「、氏名及び生年月日 講習前6か月以内に報 +(cm))	住民票の写しそ が確認できる書 影した無帽、』 服装、仮免許明	習 (善自二・) の他本籍 (外国 類 に面上三分身、無 な得者は仮免許計	人の方は
講習和:	○ 取消処分者/ ○ 本籍)、本籍(外 任在) ○ 本籍)、在在 (● 新 2 cm × 被印 ○ 本籍)、在 (● 新 2 cm × 被印 ○ ○ 本語 中 ○ ○ 本語 中	議習予約申出書 、の方は国籍)記載のよう なの方は国籍)記載のよう に関するをびびまり、 の方は国籍)記載のよう に関するが、「一般のよう」 一般のよう。 でのできた。 でのできないてきません	住民票の写しそ が確認できる書 影した無帽、』 服装、仮免許服 服装、長袖服 ⁵	習 (善自二・) の他本籍 (外国 三面上三分身、無 な得者は仮免許計 な存産紙のできる計	人の方は 背景、 装
講 習 種 ! 講 習 日 ! 映参するもの 注 意 事 !	○ 取消処分者/ ○ 本籍)、本籍(外 任在) ○ 本籍)、在在 (● 新 2 cm × 被印 ○ 本籍)、在 (● 新 2 cm × 被印 ○ ○ 本語 中 ○ ○ 本語 中	講習予約申出書 の方は国籍)記載の 「、 氏名及び生年月日 議費前6 か月以内に報 40m) 円) ・・・・ 運転のできる	住民票の写しそ が確認できる書 影した無帽、』 服装、仮免許服 服装、長袖服 ⁵	習 (善自二・) の他本籍 (外国 三面上三分身、無 な得者は仮免許計 な存産紙のできる計	人の方は 背景、 装

別記様式第2号(第4条関係)

取消処分者講習受講申請書(公安委員会用) 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 年 月 日生 氏 名 生年月日 住 所 長崎県 市郡 免許欠格期間 普大大普小原け大中普大け 自自 いた免許の種類 二特付引 型型通特 交付公安委員会 公安委員会 希望する講習の車種 四輪二輪 原付 Я 港習日 講習場所 運 転 免 許 管 理 課

備考: 収入証紙で手数料を納入する場合は、手数料欄にその収入証紙を貼付すること。

機関名		,	股								年	月		H
					生年	ЯВ			4	¥5		Я		Н
長崎県			市郡				ĦŢ							
					年				Я				В	
		<u>+</u>			自	自			h	型	型	普通二	特	
委員会									公	安	委	貝	会	
の車種		四	丰命	i		=	-	輸			原	f	4	
		Я		П	1	當智	場所		指 (Œ.	iħ	習	极	撰
	期間日は特して類様会	期間の 日大 大 以得して 大 大 取 種類型	期間のカー目大選中 文件して大選中 上の軽額型型型 変換点会 の車種 223 年 月	期間のカロス 大 準 中 音 中 型 型 型 型 型 道 手 の 軽額 型 型 型 道 手 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	期間のカー目 大 準 中 晋 大 中 四 暦 東 東 重 重 報 を 乗 員 会 で 単 の 単 の 通 を 乗 員 会 で 単 の 単 の 単 の 単 の 単 の 単 の 単 の 単 の 単 の 単	期間 年 2 単 年 大 大 生 中 春 大 大 中 東 型 型 道 特 二	期間 年 日 日 接管 (中) 日 (中)	期間 年 日 日 は 日 日 は 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期間の 日 年 大 選 中 群 大 大 費 小 原 中 自 自 自 自 型 型 型 通 特 二 二 特 付 委 員 会 での 車種 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	期間の 年 月 日 本	期間 年 月 日 本	期間 年 月 7 日 大 準 中 晋 太 大 普 小 原 け 大 中 中 日 カ 2 型 型 型 道 特 二 二 特 付 引 二 二 委員会 公 安 委 「の 車種 1 四 申命 二 申命 原 原 年 月 日 議署場所 指 定 清	期間 年 月 7 日 大 連 中 晋 大 大 普 小 原 け 大 中 普 か 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 委 員 会 公 安 委 興 「 中 輸 」 二 申	期間の 年 月 日 スペース 日 大 連 中 青 太 大 普 小 原 け 大 中 青 大 東 中 青 太 大 普 小 原 け 大 中 青 大 中 青 大 東 自 自 ん 型 型 通 特 エ ニ ニ テ 長 員 会 公 安 委 員 会 「の 本種 「四 申命 」 一 申命 「厚、イナ

1	別記様式第3号	(第4	条関係
- 1	// III III IX IX IX IX IX	(777 1	75 151 175

取剂	肖処分	者語	黄翟	受	講	申請	青書	(指定	官講	習	機	関月	月)	
指定講習				殿								年	J	Ħ	H
氏 名						4	2年月日				年		月		日生
本 籍								_							
住 所	長崎県			i	市郡			Н	ı						
免許欠有	各期間の日						ejs.				月			ı	1
改消し前に! ハた 免 許		大	ф	普	大	大自	告 自	小	原	けん	大型	中型	普通	大特	
交付公安	100,000	型	型	通	特	=	=	粉	付	引业	= 3	: 透	= ==		=
希望する講:	習の車種			щ	中命	ı		=	446	ì		厉	ξ 4	什	
紫 習日		年年		月月		日日	練音	日場)	所	指 (定	s#:	꿥	檨	IMI)
幹															
15															

(長崎県指定講習機関に関する規則の一部改正)

第12条 長崎県指定講習機関に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別記様式第19号(第10条関係)	別記様式第19号(第10条関係)
初心運転者講習通知手数料納入書	初心運転者講習通知手数料納入書
長崎県公安委員会 殿	長崎県公安委員会 敞
年 月 日	年月日
住 所 氏 名 (男・女) 年 月 日生(歳) 道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けますので通知手数料を 納入します。	住所 氏名 氏名 担(男・女) 年月日生(歳) 道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けますので通知手数料を 納入します。
免許の 免許証番号 第 号 を発音 年 月 日 位数委員会交付	免 許の 分 税 期 年 月 日 金を委員会を付
講習の種類 □ 神中型 □普通 □ 大自二 □ 普自二 □原付	露習の種類 □ 郷中型 □ 普通 □ 大日二 □ 善日二 □原 付
通 知 手 数 科 長崎県収入証紙をここに貼ってください。	通 知 手 数 料 長崎県収入証紙をここに貼ってください。

(指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

第13条 指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則(平成6年長崎県公安委員会規則第7号)の 一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第5号(第7条関係)	別記様式第5号(第7条関係)
講習申出書	講習申出書
年 月 日	年 月 日
長 輪 県 公 安 委 員 会 殿	長崎県公安委員会 殿
住所	住所
氏名	氏名 ④
年 月 日生(歳 男・女)	年 月 日生(歳 男・女)
道路交通法第108条の2第1項第9号の規定により講習を受けますので申出いた します。	道路交通法第108条の2第1項第9号の規定により講習を受けますので申出いた します。
教 習 所 名	教習所名
講習区分	講習区分
講習手数料(長崎県収入証紙をここにはってください。)	講習手数料(長崎県収入証紙をここにはってください。)

(運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正)

第14条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成26年長崎県公安委員会規則第14号)の一部を次のように 改正する。

改正後 改正前 別記様式第2号(第2条関係) 別記様式第2号(第2条関係) 運転免許取得者教育指導員誓約書 運転免許取得者教育指導員誓約書 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第2 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第2 条第2号イからハまでに掲げる 条第2号イからハまでに掲げる ○ 21歳未満の者 ○ 21歳未満の者 ○ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上 ○ 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起 算して3年を経過していない者 算して3年を経過していない者 ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第 ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第 86号) 第2条から第6条までの罪又は道路交通法に規定する罪(道路交通法第117 86号) 第2条から第6条までの罪又は道路交通法に規定する罪(道路交通法第117 条の2の2第12号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ 条の2の2第12号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 長崎県公安委員会 殿 長崎県公安委員会 殿 住所 住所 氏名 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて 作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第18号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のように告示する。

令和3年6月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名称	条項
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行 規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

2 使用を開始する日 令和3年6月1日

長崎県公安委員会告示第19号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱いを次のように定める。

令和3年6月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 2 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者(同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき 事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送 信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることがで きる。
- 3 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第1の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。
- 4 規則第5条ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申 請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。
- 5 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等(規則第6条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

別表第1 (3関係)

法令等	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項 及び第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに 第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の 飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施 行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

別表第2 (4関係)

法令等	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項 及び第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに 第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の 飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施 行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所

— 32 —